

---

# 資 料

---

## 計画策定経過

平成18年 7月31日 第1回寝屋川市障害福祉計画策定協議会を開催

10月16日 第2回寝屋川市障害福祉計画策定協議会を開催

10月31日～11月15日

障害福祉サービス等に関するニーズ調査を実施

(有効発送数 3,040通、有効回収数 1,462通、有効回収率 48.1%)

12月27日 第3回寝屋川市障害福祉計画策定協議会を開催

平成19年 2月1日～2月21日

計画(素案)に対する意見等の募集(パブリックコメント)を実施

(意見提出者 8名、意見延べ件数 33件)

2月14日 第4回寝屋川市障害福祉計画策定協議会を開催

(第11回寝屋川市障害者長期計画推進委員会と合同で開催)

3月22日 計画策定に伴う法定協議を終了(府回答)

3月30日 寝屋川市障害福祉計画(第1期計画)を制定

# 寝屋川市障害福祉計画策定協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく寝屋川市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、意見・情報の交換及び連絡調整を行うため、寝屋川市障害福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、及び意見を交換しその結果を、市長に報告する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と定める事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障害者の福祉に関し識見を有する者
- (3) 関係機関から推薦を受けた者
- (4) 寝屋川市職員

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第3条の規定にかかわらず、同条第2号から第4号までに掲げる委員をもって組織するものとする。

## 寝屋川市障害福祉計画策定協議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	役 職 名 等	備 考
植 村 美代子	寝屋川市精神障害者家族会会長	
岸 谷 洋 子	寝屋川市肢体不自由児(者)父母の会会長	
北 野 誠 一	東洋大学教授	委員長
笹 川 和 廣	寝屋川市身体障害者福祉会聴力言語障害者部会長	
辻 本 治 雄	寝屋川市障害児者福祉施設協議会会長	副委員長
津 田 信 子	大阪府寝屋川保健所企画調整課企画補佐	
富 田 昌 吾	寝屋川市障害者生活支援センター所長	
西 本 秀 孝	寝屋川市市民生活部商工課長	
濱 吉 信 彰	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会地域福祉担当	
丸 山 久 雄	寝屋川市身体障害者福祉会会長	
三 原 和 美	寝屋川市障害児者を守る親の会会長	
山 崎 猛	寝屋川市保健福祉部あかつき・ひばり園長	
山 村 智 康	一般公募委員	